**令和　3　年度**

**熊本市放置竹林有効利用推進事業**

**実施の手引き**

**地域活動団体向け**

**令和3年度熊本市放置竹林有効利用推進事業　実施の手引き**

1. **事業の主旨（目的）**

　かつて里山は、燃料となる薪や炭、食料、日用品等、集落周辺の人々が営みをする上で様々な必需品をもたらす、自然と共生するための身近な場所でした。近年、農業形態の変化や燃料需要の変化、都市化の進展や高齢化など社会構造の変化により里山の維持が困難になってきています。里山を維持していくためには、人と自然の係わりをもう一度見つめ直し、動植物の生育・生息地であり生物多様性の保全の観点から自然への働きかけを継続することが必要とされます。つまり、人が手入れをして利用することが望ましく、里山保全活動を展開する必要性があります。

　このことから、熊本市内における里山の保全のための、放置竹林対策の取組を面的に拡大させるとともに、地域として継続されることを目的とし、放置竹林対策の取り組む民間団体の課題対応する支援を実施するとともに、次年度の放置竹林対策に係る支援内容の提案を行うことを本業務の主旨とする。

1. **地域活動団体**
   * 1. ３名以上で構成する団体（森林所有者、地域住民、自治会、法人等）であること。
     2. 対象の森林が熊本市にあり、500㎡以上のまとまりのある里山であること。
     3. 支援を希望する団体で竹の伐採を行うこと。
     4. 林内での活動に必要な安全装備を備えること。
     5. 傷害保険に加入すること。
     6. 林内に立ち入る際には、ヘルメットを必ず着用すること。
2. **地域活動団体の役割**
   * 1. 現に放置竹林において活動を行っており、労働力の不足等により活動のサポートを希望する団体は、サポート実施後においても継続的に森林の持つ多面的機能の維持・向上のための保全活動等の実施主体として、里山林の資源を保全・活用することにより、山村の活性化に資するよう努めるものとする。
3. **事業の実施期間**

地域の放置竹林対策に取り組む活動団体へのサポート活動を実施する期間は10月から翌年2月まで。

* + - 1. 地域活動団体は、サポートを必要とする場合には、申請書を作成し提出して下さい。
      2. 審査の結果、採択を受けられない場合があります。

1. **活動サポートメニュー**

タイプ別支援活動は下のようになります。

1. 竹粉砕林内処理（粉砕処理の労力をサポート）
2. 竹粉砕持出（粉砕処理し、粉砕されたチップを林外へ持ち出すまでのサポート）
3. 竹材持出（集積された竹材を林外へ持ち出すまでをサポート）
4. 竹材持出産業廃棄物処理（集積された竹材を産業廃棄物処理場へ運搬するまでのサポート）
5. **メニュー別活動サポート内容**
6. **竹粉砕林内処理**

サポート隊が労力の提供及び竹粉砕機の手配を行い、林内に集積してある竹材の粉砕処理を実施し、林内へ有機肥料として散布を行う。

**（サポート隊の活動）**

* + - * 竹粉砕機の手配（事務局との調整）・・・・・・・・・竹粉砕機は事務局からの貸し出し
      * 竹粉砕機搬入のための作業道作設・・・・・・・・バックホウは必要により事務局からの貸し出し
      * 竹粉砕機、バックホウ等は所定の場所へ取りに行き、返却まで行う
      * サポート隊に過失のない機械の損傷については、事務局が補修を行う。ただし、サポート隊の故意による機械の損傷は、サポート隊が損害を負う事とする。
      * 竹材の粉砕（林内への散布）
      * 業務報告書の作成

1. **竹粉砕持出**

サポート隊が労力の提供及び竹粉砕機の手配を行い、林内に集積してある竹材の粉砕処理を実施し、資源として利活用するため林外へ持ち出す。

**（サポート隊の活動）**

* + - * 竹粉砕機の手配（事務局との調整）・・・・・・竹粉砕機は事務局からの貸し出し
      * 竹チップの運搬（事務局との調整）・・・・・・・・・ユニック車は必要により事務局からの貸し出し
      * 竹粉砕機搬入のための作業道作設・・・・・・バックホウは必要により事務局からの貸し出し
      * 竹粉砕機、バックホウ、ユニック車は所定の場所へ取りに行き、返却まで行う
      * サポート隊に過失のない機械の損傷については、事務局が補修を行う。ただし、サポート隊の故意による機械の損傷は、サポート隊が損害を負う事とする。
      * 竹材を粉砕し、林外へ持ち出し資源として利用する。
      * 業務報告書の作成

1. **竹材持出**

サポート隊による労力の提供により、林内に集積してある竹材を林外へ持ち出し、資源として活用する。

**（サポート団体の活動）**

* + - * 竹の運搬（事務局との調整）・・・・・・・・・・・・・・ユニック車は必要により事務局からの貸し出し
      * 竹搬出のための作業道作設・・・・・・・・・・・・・バックホウは必要により事務局からの貸し出し
      * バックホウ、ユニック車は所定の場所へ取りに行き、返却まで行う
      * サポート隊に過失のない機械の損傷については、事務局が補修を行う。ただし、サポート隊の故意による機械の損傷は、サポート隊が損害を負う事とする。
      * 竹材を粉砕し、林外へ持ち出し資源として利用する。
      * 業務報告書の作成

1. **竹材持出産業廃棄物処理**

地域活動団体自らの労力及びサポート隊により、集積してある竹を、産業廃棄物処理場へ搬出し、処理を行う。ただし、廃棄物処理に係る費用は実費を地域活動団体で負担する事とする。

**（サポート団体の活動）**

* + - * 竹の運搬（事務局との調整）・・・・・・・・・・・・・・ユニック車は必要により事務局からの貸し出し
      * 竹搬出のための作業道作設・・・・・・・・・・・・・バックホウは必要により事務局からの貸し出し
      * バックホウ、ユニック車は所定の場所へ取りに行き、返却まで行う
      * サポート隊に過失のない機械の損傷については、事務局が補修を行う。ただし、サポート隊の故意による機械の損傷は、サポート隊が損害を負う事とする。
      * 竹材を林外へ持ち出し産業廃棄物処理場へ持ち込む。
      * 業務報告書の作成

1. **事業実施の注意事項**
2. **竹粉砕機貸出の注意点**

竹粉砕機の貸し出しについては以下の事項について遵守し、誠意をもって借受けする事とする。

1. 法令に違反することがないように使用すること。
2. 粉砕機を本事業以外に使用し、又は他人に転貸し、もしくは使用させないこと。
3. 事故や怪我に備え、借受者において傷害保険に加入すること。
4. 粉砕機の使用に際しては、操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に取り扱うとともに、常に安全に配慮し、万全の対策を講じること。また、作動音や粉砕物等による周辺住環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
5. 粉砕機の負担を考慮し、1日5時間以上の運転を行わないこと。
6. 粉砕機に故障等以上が認められたとき、又は損傷や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、事務局へ報告して指示を受けること。
7. 粉砕機の使用により発生した借受者及び他者やそれらの財産に対する損害については借受者の責任とし、借受者が損害を補償すること。
8. 竹に付着している土砂等を除去してから処理すること。
9. 借受期間中は、粉砕機が盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。
10. 粉砕機の使用に要する燃料等の費用は、借受者の負担とする。なお、返却の際は、燃料を満タンにすること。
11. **対象森林の地目の確認**

　　活動対象地の地目は原則として山林である事となり、農地の場合非農地証明が必要となり、登記地目が墓地の場合は、知事等から廃止許可書が必要となるため、地目の確認が必要となり、地目を確認できる資料の準備が必要です。例えば、固定資産税課税明細書や登記簿の写し、地籍調査図の地目の記入等となります。課税明細書については、金額の欄は不要ですので、見えないように写しをして頂ければ結構です。

1. **活動可能な地目**
   1. 山林（森林経営計画が策定されていない森林）
2. 原野（現在竹木が生育し、今後も育てるために使われる土地（森林法第2条））
3. 雑種地（現在竹木が生育し、今後も育てるために使われる土地（森林法第2条））
4. 農地（非農地証明を受けたもの又は地目を森林へ変更する土地）
5. 墓地（知事等から廃止許可書）
6. 地方公共団体有林（協定書又は利用許可書）
7. **支援成果**
8. 地域活動団体は、竹粉砕機（チッパー）の借り受けのみを行った場合には、実施成果として、成果報告を行うこととする。成果方法については以下の方法による。
9. 支援を実施する前に、集積してある箇所の総面積を測定（1つの集積面積×集積数）
10. 支援活動実施前の写真撮影
11. 支援活動終了後に写真撮影
12. 支援効果面積の算出（1つの集積面積×集積処理数）
13. **申請の手続き**
14. **申請書等の提出先及び問合せ先**

〒861-8019　　　熊本県熊本市東区戸島2丁目3番35号

　熊本県森林組合連合会内

<TEL:096-285-8688>　　　　FAX:096-285-8651　　　E-mail : etou@kumamori.or.jp

担当者： 井野　道幸

1. **事業実施前審査会**
2. 地域活動団体については、事業実施前に審査会を実施し、当該年度におけるそれぞれの団体を決定し、審査の結果は、審査会の終了後、速やかに電子メール若しくは電話で内報させていただきます。正式な通知文は、当事務局から後日郵送いたします。
3. 申請書等に不備等がある場合は、事務局から修正等の依頼をさせていただく場合があります。また、必要に応じて補足資料の提出を求めることがあります。修正や補足資料の提出等が、審査会までに間に合わない場合は、審査会に諮ることができませんので、ご承知おき下さい。
4. 申請頂き、審査会での承認通知があっても、本年度事業実施できない場合がありますのでご了承下さい。
5. **現地調査**
6. **調査対象**

すべての地域活動団体の活動予定箇所調査及び事業採択されたサポート隊の業務完了箇所の確認を実施

1. 予定箇所調査については、地域活動団体の代表者の立会
2. 完了箇所確認については、地域活動団体の代表者の立会（竹粉砕機貸出時のみ）
3. **実施時期**
4. 予定箇所調査・・・・・・・8月
5. 完了箇所確認・・・・・・・3月
6. **主な調査事項**
7. 地域活動団体の予定箇所調査
8. 支援前の状況、竹の伐採等実施した活動内容、
9. 今後の活動予定（維持、管理方法）
10. 地域活動団体の完了箇所確認（竹粉砕機貸出時のみ）
11. 支援完了箇所の状況を確認
12. 林内に集積されていた竹材の処理方法
13. 効果調査の実施結果を確認
14. **年間スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 予定時期 | 備考 |
| 事業希望者公募 | 令和3年6月30日 |  |
| 募集開始（申請受付） | 令和3年7月5日～ |  |
| 応募締切 | 令和3年7月31日 |  |
| 申請書の確認 | 令和3年8月上旬 |  |
| 現地確認 | 令和3年8月中旬 |  |
| 審査会 | 令和3年9月上旬 |  |
| 事業決定 | 令和3年9月上旬 |  |
| 事業実施日程調整 | 令和3年9月中旬から |  |
| 事業実施 | 令和3年10月1日から |  |
| 事業完了 | 令和4年2月28日 |  |
| 現地完了確認 | 令和4年3月上旬 |  |
| 市へ実績報告書の提出期限 | 令和4年3月中旬 |  |

様式第１号

放置竹林有効利用推進事業申請書

令和　　年　　月　　日

　（宛先）放置竹林有効利用推進事業事務局　様

所在地

申請者　　　　　名　称

　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電話　　　　　（　　　）

　　地域の放置竹林に取組、伐採した竹材の処理が困難であることから、熊本市放置竹林有効利用推進事業のサポートを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 地域活動団体の名称
2. 地域活動団体の代表者
3. 地域活動団体の所在地
4. 事務担当者の氏名
5. 日中連絡の取れる電話番号
6. 団体の概要

別添

1. 添付書類
   1. 団体の規約、会則その他団体の概要を確認することができる書類
   2. 土地使用同意書の写し
   3. 公図等の放置竹林有効利用推進事業を実施しようとする区域を特定することができる図面
   4. 現地状況の判るカラー写真（林内、林外）
   5. （1）から（4）まで掲げるもののほか、事務局が必要と認める書類

様式第１号の2

地 域 活 動 団体 の 概 要 書

（１）地域活動団体概要 （令和　　年　　月　　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者名 |  |
| 代表者郵便番号 |  |
| 代表者住所 |  |
| 代表者電話番号 |  |
| 代表者メールアドレス |  |
| 団体ホームページ |  |
| 会員数 |  |

（２）地域活動団体内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体の主な活動場所 |  | |
| 団体の主な年間活動 |  | |
| 放置竹林に対する活動 | 活動場所 |  |
| 活動面積 |  |
| 希望メニュー | * 1. 竹粉砕機貸出　　②竹粉砕林内処理  1. 竹粉砕持出　　　　　④竹材持出 2. 竹材持出産業廃棄物処理 |
| 竹の利活用 | 竹の利活用については、権利を譲渡  　　　　　　する　　・　　しない |

（3）今後の活動

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施後の竹林の利活用方法等 |  |

添付書類

・団体の規約または会則

　・会員名簿

様式1号の3

会員名簿

１．代表者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|  |  |  |  |

２．役　員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 住所（町名まで） | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３．構成員

（１）団体

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 住所 | 団体名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※氏名欄は代表者を記載する。

（２）個人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 氏名 | 住所（町名まで） | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式第3号

放置竹林有効利用推進事業　粉砕機借用同意書

令和　3年　　月　　日

放置竹林有効利用推進事業事務局　様

　　　　　　　　　　　　　　住　所　熊本市　　　　　　区

　　　　　　　　　　　　　　申請者　団体名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名（個人名）　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとおり竹粉砕機を借用致します。

　なお、借用の際には、貸出条件を遵守し、取扱に注意して、自己の責任において使用します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用場所 | 熊本市　　　　　区  （申請場所と同じ場合記入不要） | | |
| 借用期間 | 令和2年　　月　　日（　曜）～令和2年　　月　　日（　曜） | | |
| 借用台数 | 1台 | 付属部品 | □ガソリン携行缶  □オイル缶  □オイルジョッキ |
| 使用責任者  （申請者と同じ場合は記入不要） | 住　所 | | |
| 氏　名 | | |
| 携帯電話 | | |
| その他 |  | | |

竹粉砕機の取扱い及び注意点について説明を受け、内容を理解しました。

借用した粉砕機は、本事業以外には一切使用しません。

様式第3号の別紙

放置竹林有効利用推進事業　粉砕機貸出条件書

* + - 1. 法令に違反することがないように使用すること。
      2. 粉砕機を本事業以外に使用し、又は他人に転貸し、もしくは使用させないこと。
      3. 事故や怪我に備え、借受者において傷害保険に加入すること。
      4. 粉砕機の使用に際しては、操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に取り扱うとともに、常に安全に配慮し、万全の対策を講じること。また、作動音や粉砕物等による周辺住環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
      5. 粉砕機の負担を考慮し、1日5時間以上の運転を行わないこと。
      6. 粉砕機に故障等以上が認められたとき、又は損傷や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、事務局へ報告して指示を受けること。
      7. 粉砕機の使用により発生した借受者及び他者やそれらの財産に対する損害については借受者の責任とし、借受者が損害を補償すること。
      8. 竹に付着している土砂等を除去してから処理すること。
      9. 借受期間中は、粉砕機が盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。
      10. 粉砕機の使用に要する燃料等の費用は、借受者の負担とする。なお、返却の際は、燃料（ガソリン又は軽油）を満タンにすること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本県森林組合連合会内

担当　井野　道幸

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　０９６－２８５－８６８８

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　 ０９６－２８５－８６５１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Eメール：etou@kumamori.or.jp